

宮崎市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 403,027	千円 153,684,502	千円 1,965,730	千円 22,021,496	% 14.3	% 14.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり	(参考) 中核市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
24年度	人 2,194	千円 8,797,918	千円 1,647,181	千円 3,119,015	千円 13,564,114	千円 6,182	千円 6,348

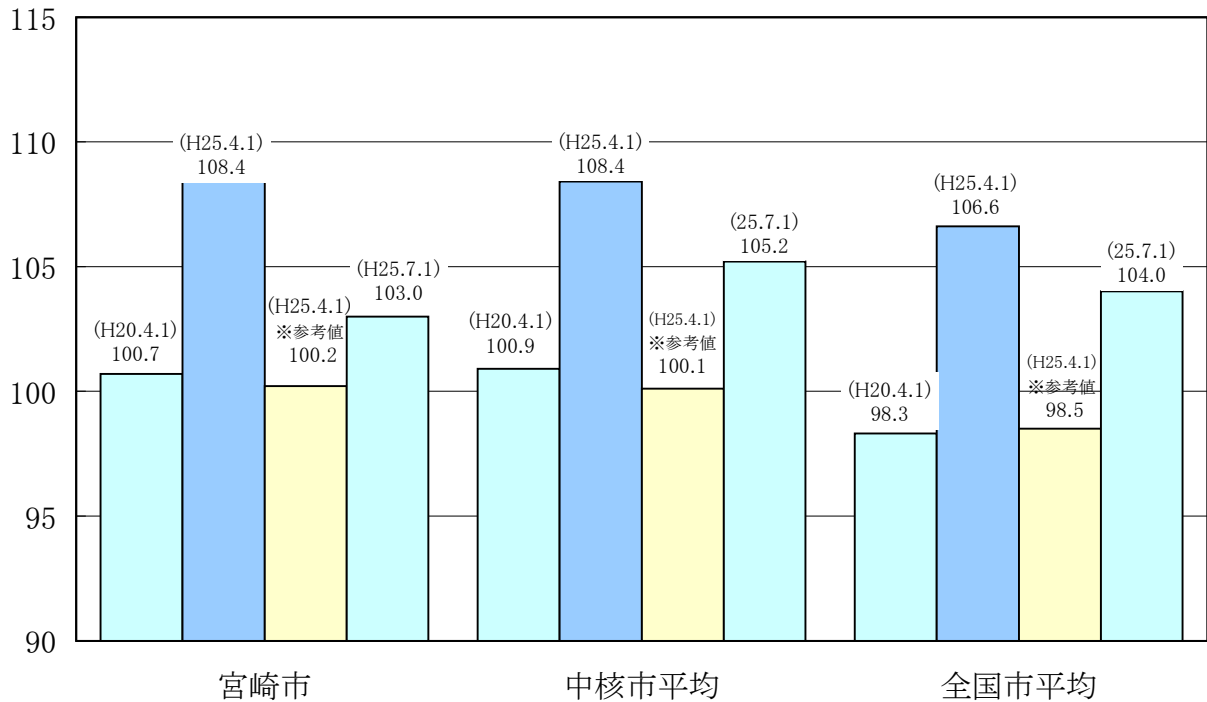
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施しない場合はその理由																				
実施	平成25年7月1日から平成26年3月31日まで																				
抑制済又は減額措置の内容																					
<p>(給料) 当該職員の給料月額（現給保障のための給料を含む。以下同じ。）に、次の表に掲げる率（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額を減額して支給</p> <p>①行政職給料表又は現業職給料表が適用される職員 ②医療職給料表が適用される職員</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>支給減額率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8級・7級</td> <td>100分の8</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>100分の6</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>100分の5.9</td> </tr> <tr> <td>4級・3級</td> <td>100分の3.8</td> </tr> <tr> <td>2級・1級</td> <td>100分の1.9</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>支給減額率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級・4級・3級</td> <td>100分の8</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>100分の6</td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>100分の4</td> </tr> </tbody> </table>		職務の級	支給減額率	8級・7級	100分の8	6級	100分の6	5級	100分の5.9	4級・3級	100分の3.8	2級・1級	100分の1.9	職務の級	支給減額率	5級・4級・3級	100分の8	2級	100分の6	1級	100分の4
職務の級	支給減額率																				
8級・7級	100分の8																				
6級	100分の6																				
5級	100分の5.9																				
4級・3級	100分の3.8																				
2級・1級	100分の1.9																				
職務の級	支給減額率																				
5級・4級・3級	100分の8																				
2級	100分の6																				
1級	100分の4																				
<p>(手当) (1) 管理職手当・・・当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額を減額して支給 (2) 地域手当・・・当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該職員に係る支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額を減額して支給 (3) 期末手当、勤勉手当・・・当該職員が受けるべき期末手当及び勤勉手当の額に、管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の8を、管理職手当の支給を受けない職員にあつては100分の4を乗じて得た額を減額して支給 (4) 上記以外の給料に連動する手当（時間外勤務手当等）・・・上記給料の支給減額率により減額した後の給料月額により算出した額により支給</p>																					

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮崎市	41.8 歳	325,892 円	388,169 円	349,702 円
宮崎県	43.8 歳	332,758 円	405,768 円	359,306 円
国	43.1 歳	307,220(332,446) 円	—	376,257(405,463) 円
中核市	42.0 歳	327,094 円	413,557 円	372,391 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (B比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
宮崎市	52.7 歳	186 人	387,037 円	416,273 円	398,665 円	—	—	—	—
うち 給食調理員	51.6 歳	77 人	377,839 円	390,710 円	385,082 円	調理士	45.6 歳	199,900 円	1.95
うち 塵芥処理員	55.3 歳	45 人	403,076 円	455,467 円	418,474 円	廃棄物処理業 従業員	44.6 歳	290,600 円	1.57
うち 学校用務員	54.6 歳	39 人	401,359 円	435,261 円	416,433 円	用務員	53.7 歳	202,700 円	2.15
宮崎県	62.8 歳	11 人	300,900 円	329,702 円	313,782 円	—	—	—	—
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 (286,850) 円	—	309,534 (325,400) 円	—	—	—	—
中核市	47.3 歳	304 人	331,684 円	392,680 円	363,259 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
宮崎市	—	—	—
うち 給食調理員	6,318,220 円	2,732,700 円	2.31
うち 塵芥処理員	7,248,204 円	3,980,600 円	1.82
うち 学校用務員	6,995,832 円	2,809,400 円	2.49

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成22年～24年の3ヵ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職（幼稚園）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宮崎市	48.3 歳	368,484 円	372,850 円
宮崎県	45.9 歳	389,373 円	432,866 円
国	—	—	—
中核市	40.9 歳	327,077 円	374,627 円

④ 税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮崎市	39.8 歳	312,069 円	369,744 円	328,065 円
宮崎県	—	—	—	—
国	43.3 歳	345,923(374,068) 円	—	412,410(444,869) 円
中核市	38.3 歳	296,056 円	384,927 円	328,390 円

⑤ 医師・歯科医師職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮崎市	47.7 歳	506,817 円	1,232,850 円	1,034,433 円
宮崎県	—	—	—	—
国	50.1 歳	454,152(491,680) 円	—	775,184(820,425) 円
中核市	43.9 歳	472,222 円	1,084,983 円	668,622 円

⑥ 看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮崎市	40.4 歳	313,563 円	357,864 円	325,631 円
宮崎県	—	—	—	—
国	46.0 歳	299,098(314,592) 円	—	327,740(344,120) 円
中核市	38.1 歳	297,734 円	373,093 円	326,126 円

⑦ 福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮崎市	47.1 歳	355,279 円	418,945 円	363,670 円
宮崎県	—	—	—	—
国	41.1 歳	304,299(325,848) 円	—	344,687(368,214) 円
中核市	40.3 歳	303,030 円	352,825 円	330,616 円

⑧ 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮崎市	38.7 歳	295,637 円	378,433 円	320,395 円
宮崎県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
中核市	39.3 歳	309,905 円	406,099 円	354,998 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
- 3 国欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		宮 崎 市	宮 崎 県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	163,987(172,200) 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	140,300 円	—
	中学卒	—	118,300 円	—
教 育 職	大学卒	172,200 円	192,800 円	—
	高校卒	140,100 円	148,800 円	—
税 務 職	大学卒	172,200 円	—	—
	高校卒	140,100 円	—	—
薬剤師	大学卒	178,800 円	—	—
医療技術職	高校卒	—	—	—
看護・保健職	大学卒	172,200 円	—	—
	高校卒	—	—	—
消 防 職	大学卒	172,200 円	—	—
	高校卒	140,100 円	—	—

(注) 国欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成25年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	256,403 円	366,747 円	390,842 円	403,473 円
	高校卒	213,840 円	312,717 円	368,300 円	394,788 円
技能労務職	高校卒	207,000 円	299,033 円	369,800 円	381,460 円
	中学卒	—	—	—	—
教 育 職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—
税 務 職	大学卒	262,000 円	367,875 円	380,867 円	399,667 円
	高校卒	212,067 円	321,450 円	—	385,750 円
薬剤師	大学卒	—	368,100 円	—	—
医療技術職	高校卒	—	—	—	—
看護・保健職	大学卒	252,200 円	—	377,900 円	—
	高校卒	—	—	—	—
消 防 職	大学卒	260,067 円	360,900 円	—	—
	高校卒	216,500 円	320,300 円	—	—

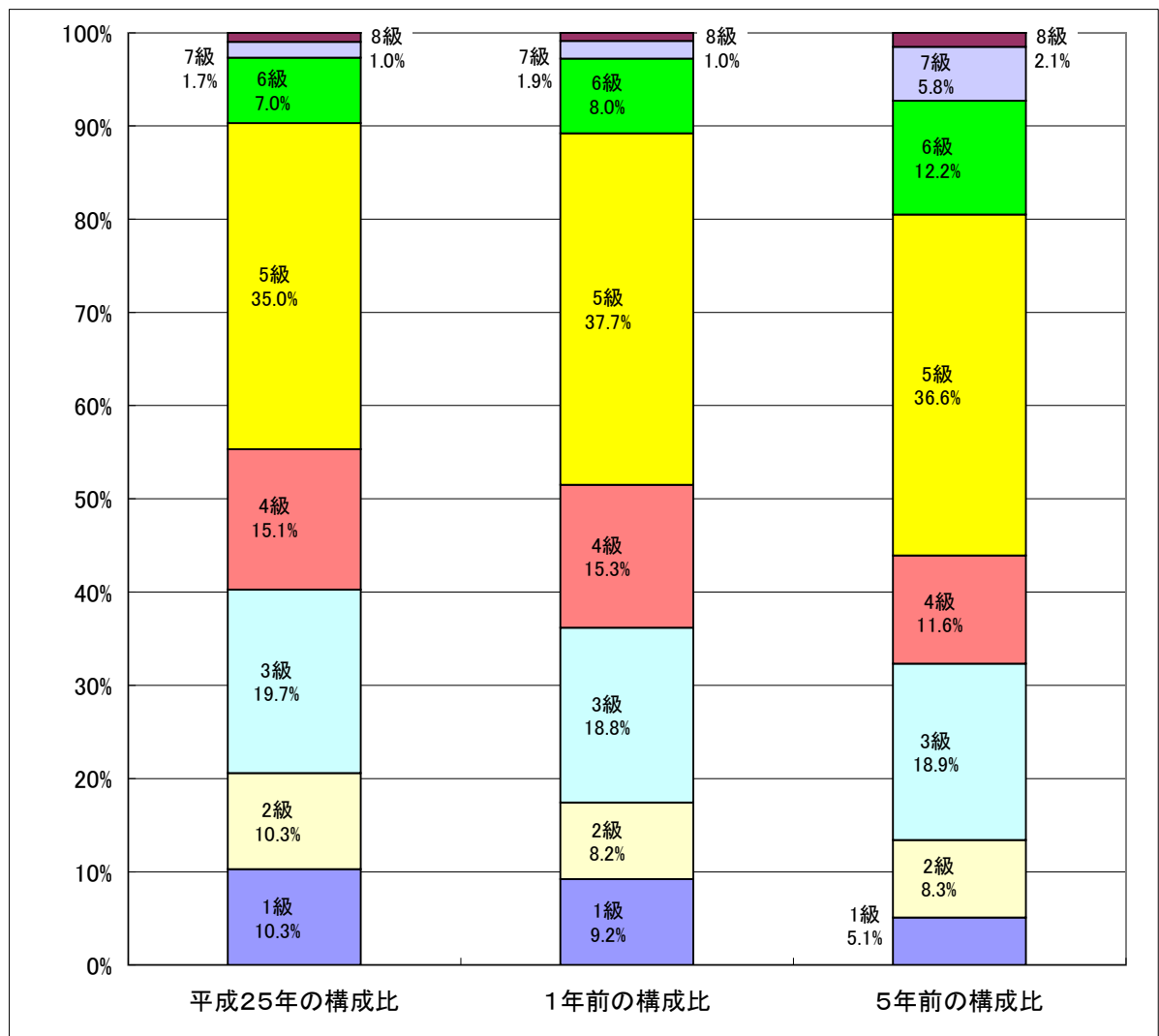
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又は技師の職務	149人	10.3%	135,600円	243,700円
2級	主任主事又は主任技師の職務	149人	10.3%	185,800円	307,800円
3級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任主事又は主任技師の職務	286人	19.7%	222,900円	354,700円
4級	係長又はこれに相当する職務	220人	15.1%	261,900円	398,300円
5級	1 課長補佐又はこれに相当する職務 2 困難な業務を行う係長又はこれに相当する職務	508人	35.0%	289,200円	413,600円
6級	課長又はこれに相当する職務	102人	7.0%	320,600円	433,000円
7級	部の次長又はこれに相当する職務	25人	1.7%	366,200円	456,200円
8級	部長又はこれに相当する職務	14人	1.0%	413,000円	478,200円

(注) 1 宮崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

・病休等の理由により、昇給判定期間の勤務すべき日の6分の1以上の日数を勤務しなかった者などについて、昇給の号数を調整している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宮 崎 市	宮 崎 県	国
1人当たり平均支給額 (24年度) 1,382 千円	1人当たり平均支給額 (24年度) 1,514 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

(平成24年度)
○次に掲げる区分により、成績率を決定している。
・標準…0.65月
・懲戒処分を受けた者…0.335～0.52月

(2) 退職手当 (平成25年4月1日現在)

宮 崎 市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分	勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分
勤続25年 32.83 月分 38.955 月分	勤続25年 32.83 月分 38.955 月分
勤続35年 46.55 月分 55.86 月分	勤続35年 46.55 月分 55.86 月分
最高限度額 55.86 月分 55.86 月分	最高限度額 55.86 月分 55.86 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～40%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)
1人当たり平均支給額 11,716 千円 26,529 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		10,340 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)		861,708 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 国の制度 (支給率)
東京都特別区	18 %	5 人 18 %
福岡県福岡市	10 %	1 人 10 %
医師	15 %	6 人 15 %

(4) 特殊勤務手当 (平成25年4月1日現在)

支給実績 (24年度決算)		67,081	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)		105,807	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (24年度)		25.0	%	
手当の種類 (手当数)		20		
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給単価	
滞納処分事務従事手当	職員が市税及び税外収入に係る差押財産の引上げに従事したとき	25 千円	1世帯600円	
行旅病人、行旅死亡人等の取扱従事手当	職員が行旅病人又は行旅死亡人その他の死亡人の取扱業務に従事したとき ① 行旅病人の取扱業務に従事したとき ② 行旅死亡人の取扱業務に従事したとき ③ その他の死亡人の取扱業務に従事したとき	0 千円	① 1件1,000円 ② 1件3,000円 ③ 1件3,000円	
感染症防疫作業従事手当	職員が、感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症の患者若しくはその疑いのある患者の救護その他患者に接する業務に従事したとき、又は感染症の病原体の付着した物若しくは付着のおそれのある物の処理作業に従事したとき	9 千円	日額230円	
結核予防業務従事手当	職員が特に結核感染のおそれのある業務に従事したとき	15 千円	日額230円	
廃棄物処理業務従事手当	職員が廃棄物の中間処理又は最終処分に係る業務に従事した場合で、犬、猫等の死体を収集したとき	1,923 千円	1体500円	
消防業務従事手当	消防職員手当 ① 交替制勤務の消防吏員 ② 日勤の消防吏員	14,389 千円	① 日額200円 ② 日額150円	
	救急業務手当	消防吏員が救急業務に従事したとき	14,142 千円	1回300円
	水火災等出動手当	消防職員が水害、火災等の発生により出動したとき	1,189 千円	1回300円
	はしご手当	消防吏員がはしご付ポンプ自動車に乗務して消防業務に従事したとき	2,350 千円	日額220円
	夜間特殊業務従事手当	消防吏員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる業務に従事したとき	15,680 千円	1回520円
有害物取扱業務従事手当	職員が人体に有害なガスの発生を伴う業務又は有害物を用いて行う試験研究若しくは検査に従事したとき	106 千円	日額200円	
高圧電気取扱作業従事手当	主任技術者に選任された職員が高圧電気取扱作業に従事したとき	0 千円	日額100円	
高所作業従事手当	職員が地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の検査、調査、指導、監督等の業務に従事したとき	2 千円	日額220円	
用地又は建物の買収又は補償等の事務従事手当	職員が土地若しくは建物の買収若しくは補償又は境界査定のために直接当該権利者と面接交渉したとき	663 千円	日額400円	
下水管きよの検査又は調査従事手当	職員が下水管きよ内における土量等の検査又は調査の業務に従事したとき	9 千円	日額250円	

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給単価
公共土木施設災害 応急作業従事手当	職員が市の管理する道路、河川等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある道路、河川等において行う巡回監視又は当該道路、河川等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき ① 巡回監視 ② 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	118 千円	① 日額 710円 ② 日額1,080円
精神保健関係 業務従事手当	保健所及び福祉事務所に勤務する職員が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律その他の法令に基づく精神障害者の社会復帰促進のための相談、指導等の業務に従事したとき	98 千円	日額200円
狂犬病防疫作業 従事手当	保健所に勤務する職員が狂犬病予防法に基づく予防注射、抑留、処分、薬殺、検診又は病性鑑定の作業に従事したとき	102 千円	日額500円
病理細菌検査従事手当	保健所又は市立病院に勤務する職員が病理細菌検査に従事したとき	428 千円	日額500円
と畜検査又は食鳥 検査従事手当	保健所に勤務する職員が、と畜場法に規定する検査又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する検査に従事したとき	0 千円	日額1,000円
放射線取扱作業 従事手当	保健所又は市立病院に勤務する職員がレントゲンその他の放射線を照射する作業に従事したとき	155 千円	日額500円
市立病院の救急自動車 の運転従事手当	市立病院に勤務する職員が緊急時における救急自動車の運転に従事したとき	5 千円	1回300円
深夜看護等従事手当	市立病院及び介護老人保健施設に勤務する職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護及び介護の業務に従事したとき ① 深夜における勤務時間が4時間以上 ② 深夜における勤務時間が4時間未満	7,111 千円	① 1回2,500円 ② 1回2,000円
市立病院の医師 の特殊勤務手当	市立病院に勤務する医師	8,562 千円	1月につき、次の各号に掲げる額の合計額 (1) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額 イ 院長 月額27万円 ロ 副院長 月額15万円 ハ 医局長 月額10万円 ニ 課長 月額5万円 (2) 一の当直勤務中に行った診療行為の回数に2,500円（その行為が午後10時から翌日午前5時の場合は、5,000円）を乗じて得た額の1月当たりの合計額 ※ 一の当直勤務における上限額は、2万円 ※ 1月当たりの合計額における上限額は20万円

(5) 時間外勤務手当 (平成25年4月1日現在)

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
平成24年度	722,950 千円	294 千円
平成23年度	769,783 千円	312 千円

※ 数値は、各年度決算による。

(6) その他の手当 (平成25年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に支給される手当</p> <p>① 配偶者 13,000円</p> <p>② 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円 (職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については11,000円)</p> <p>※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算</p>	同じ	—	308,253 千円	227,661 円
住居手当	<p>自ら居住するための住宅又は単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃又は間代を支払っている職員に支給される手当</p> <p>(職員の居住する借家・借間)</p> <p>① 月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円 (ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給)</p> <p>② 月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000円) × 1/2 + 11,000円 (ただし、支給限度額27,000円)</p> <p>(配偶者等の居住する借家・借間) 「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額</p> <p>※ 自宅に係る住居手当は、平成25年3月で廃止 (ただし、平成25年度については、廃止に伴う経過措置として、自宅の新築等から5年以内の職員に対し、月額2,000円を支給)</p>	異なる	自宅 (持家) 居住者に対して手当を支給している	212,582 千円	116,483 円
通勤手当	<p>通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当</p> <p>(普通交通機関等の利用者) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円)</p> <p>(自動車等の使用者)</p> <p>片道 2～5km未満 4,800円 片道 5～10km未満 5,300円 片道 10～15km未満 7,300円 片道 15～20km未満 9,500円 片道 20～25km未満 11,300円 片道 25～30km未満 13,700円 片道 30～35km未満 16,100円 片道 35～40km未満 18,500円 片道 40～45km未満 20,900円 片道 45～50km未満 21,800円 片道 50～55km未満 22,700円 片道 55～60km未満 23,600円 片道 60km以上 24,500円</p>	異なる	自動車等の使用者について、20km未満の支給額が国より高い	170,218 千円	80,329 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給される手当 部長等 89,300円 次長等 75,100円 課長等 62,300円 主幹等 53,900円	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	111,431 千円	784,726 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給される手当 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額	同じ	—	126,187 千円	149,688 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給される手当 その勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	—	21,747 千円	69,480 円
初任給調整手当	次に掲げる職に採用された職員に対し、採用の日から一定期間支給される手当 ① 医療職給料表の適用を受ける職員の職 月額365,500円以下 ② 行政職給料表の適用を受ける職員の職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とすると市長が認めるもの（現在、支給対象なし） 月額50,000円以下	同じ	—	14,015 千円	3,503,700 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員等に支給される手当 (支給額) 23,000円+加算額 (加算額) 100～300km未満 6,000円 300～500km未満 12,000円 500～700km未満 18,000円 700～900km未満 24,000円 900～1,100km未満 30,000円 1,100～1,300km未満 35,000円 1,300～1,500km未満 40,000円 1,500km以上 45,000円	同じ	—	4,080 千円	272,000 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給される手当 普通宿日直勤務 4,200円 医師の当直勤務 20,000円 看護師長等の当直勤務 5,900円 薬剤師等の当直勤務 5,900円 救急外来等に関する事務処理等のための当直勤務 5,900円	同じ	—	5,180 千円	1,726,667 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当 ① 部長又は部長相当職 10,000円 ② 課長又は課長相当職 8,500円 ※ ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	同じ	—	3,661 千円	44,105 円

5 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長 副市長	1,053,000 円	(参考) 中核市における最高/最低額	
		840,000 円	1,180,000 円 / 565,000 円	960,000 円 / 705,000 円
報酬	議長	696,000 円	827,000 円 / 625,000 円	
	副議長	625,000 円	748,000 円 / 555,000 円	
	議員	583,000 円	700,000 円 / 510,000 円	
期末手当	市長 副市長 収入役	(25年度支給割合) 2.95 月分		
	議長 副議長 議員	(25年度支給割合) 2.95 月分		
退職手当	市長 副市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×60/100×在職月数	30,326,400円	任期毎
	副市長	給料月額×40/100×在職月数	16,128,000円	任期毎
	備考	平成22年6月29日現在において在職する市長の退職手当については、市長の退職手当の特例に関する条例（平成22年条例第26号）の規定により上記から3分の1が減額される。		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

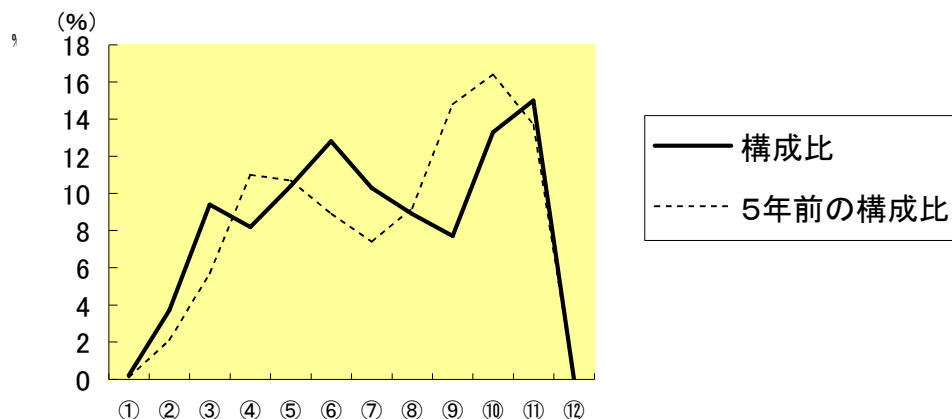
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成24年	平成25年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	17	16	▲1	(減) 九州議長会関係業務の減少に伴うもの
		総務企画	434	434	0	
		税務	137	136	▲1	(減) 総合支所税務関係業務の見直しに伴うもの
		労働	5	4	▲1	(減) 運輸関係業務の土木部門への統合に伴うもの
		農林水産	145	145	0	
		商工	42	43	1	(増) スポーツによる観光誘客対策の強化に伴うもの
		土木	289	284	▲5	(減) 市道維持保全業務の一部民間委託等に伴うもの
		民生	273	271	▲2	(減) 公立保育所の民営化に伴うもの
		衛生	252	245	▲7	(減) ごみ収集業務の一部民間委託等によるもの
	計	1,594	1,578	▲16	(参考) 人口1万人当たり職員数 39.15人 (中核市の人口1万人当たりの職員数 43.31人)	
	教育部門	267	251	▲16	(減) 学校給食調理業務の一部民間委託等に伴うもの	
	消防部門	334	332	▲2	(減) 退職者の不補充に伴うもの	
	小計	2,195	2,161	▲34	(参考) 人口1万人当たり職員数 53.62人 (中核市の人口1万人当たりの職員数 61.73人)	
公営企業等	病院	63	64	1	(増) 病院看護業務の増加に伴うもの	
	水道	146	137	▲9	(減) 料金徴収業務の一部民間委託等によるもの	
	下水道	68	73	5	(増) 下水道整備事業の増加に伴うもの	
	その他	127	127	0		
	小計	404	401	▲3		
合計		2,599 [2,719]	2,562 [2,719]	▲37 [0]	(参考) 人口1万人当たり職員数 63.57人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成25年4月1日現在）



区分	① 20歳 未満	② 20歳 ～ 23歳	③ 24歳 ～ 27歳	④ 28歳 ～ 31歳	⑤ 32歳 ～ 35歳	⑥ 36歳 ～ 39歳	⑦ 40歳 ～ 43歳	⑧ 44歳 ～ 47歳	⑨ 48歳 ～ 51歳	⑩ 52歳 ～ 55歳	⑪ 56歳 ～ 59歳	⑫ 60歳 以上	計
職員数	6人	95人	241人	211人	266人	327人	264人	227人	198人	342人	384人	1人	2,562人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政		1,626	1,621	1,608	1,604	1,594	1,578	▲ 48 (▲3.0%)
教育		332	315	307	281	267	251	▲ 81 (▲24.4%)
消防		330	335	329	331	334	332	2 (0.6%)
普通会計計		2,288	2,271	2,244	2,216	2,195	2,161	▲ 127 (▲5.6%)
公営企業等会計計		435	428	419	408	404	401	▲ 34 (▲7.8%)
総合計		2,723	2,699	2,663	2,624	2,599	2,562	▲ 161 (▲5.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数である。

2 平成20年度及び平成21年度については、合併前の宮崎市及び旧清武町の合計職員数である。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に 占める職員給与費比率
24年度	千円 6,815,087	千円 386,832	千円 1,372,410	% 20.1	% 20.0

(注) 資本勘定支弁職員にかかる職員給与費225,763千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)23年度平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 136	千円 574,689	千円 84,737	千円 208,314	千円 867,740	千円 6,380	千円 6,589

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成25年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
宮崎市（水道事業）	44.8 歳	360,165 円	536,071 円
他市町村（水道事業）	45.2 歳	353,532 円	520,694 円

※ 政令指定都市を除く。

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水 道 事 業		宮 崎 市	
1人当たり平均支給額（24年度） 1,532 千円		1人当たり平均支給額（24年度） 1,382 千円	
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分		(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	
勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成25年4月1日現在）

水 道 事 業			宮 崎 市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~40%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~40%加算)	
1人当たり平均支給額	26,961 千円		1人当たり平均支給額	11,716 千円	26,529 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）	504	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	5,863	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）	63.2	%	
手当の種類（手当数）	9		
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給単価
不動産物件交渉手当	不動産買取及び補償のため面接交渉した職員	25千円	日額400円
電気主任技術者手当	高圧電気取扱作業に従事した電気主任技術者に選任された職員	0千円	日額100円
有害物取扱手当	人体に有害なガスの発生をともなう業務又は有害物を用いて行う試験研究若しくは検査に従事した職員	65千円	日額200円
高所作業手当	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の検査、調査、指導、監督等の業務に従事した職員	0千円	日額220円
下水管きよ等検査調査作業手当	(1) 下水管きよ内における土量等の検査又は調査業務に従事した職員 (2) 下水道排水設備の完工検査のために現場で直接行う検査業務に従事した職員 (3) 地下4メートル以上の掘削現場、管きよ内又は酸素欠乏のおそれのある地下室等で作業に従事した職員	0千円	日額250円
災害応急作業手当	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある上下水道施設等において行う巡回監視又は当該上下水道施設等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくはは応急作業のための災害状況の調査に従事した職員 (1) 巡回監視 (2) 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	0千円	(1) 日額710円 (2) 日額1,080円
活性炭投入作業手当	防塵マスク、煙管服等を着用し活性炭投入作業に従事した職員	41千円	日額200円
道路上作業手当	交通頻繁な車道上で交通を遮断することなく行う弁操作に従事した職員	321千円	日額250円
緊急出動手当	事故等の発生により、緊急車両で出動した職員	52千円	1回300円

エ 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
平成24年度	33,181 千円	259 千円
平成23年度	35,971 千円	270 千円

(注) 数値は各年度決算による。時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に支給される手当</p> <p>① 配偶者 13,000円</p> <p>② 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については11,000円）</p> <p>※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算</p>	同じ	—	21,178 千円	230,196 円
住居手当	<p>自ら居住するための住宅又は単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃又は間代を支払っている職員に支給される手当</p> <p>（職員の居住する借家・借間）</p> <p>① 月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円（ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給）</p> <p>② 月額23,000円を超える家賃の場合 （家賃-23,000円）×1/2+11,000円（ただし、支給限度額27,000円）</p> <p>（配偶者等の居住する借家・借間） 「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額</p> <p>※ 自宅に係る住居手当は、平成25年3月で廃止（ただし、平成25年度については、廃止に伴う経過措置として、自宅の新築等から5年以内の職員に対し、月額2,000円を支給）</p>	同じ	—	12,303 千円	105,157 円
通勤手当	<p>通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当</p> <p>（普通交通機関等の利用者） 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円）</p> <p>（自動車等の使用者）</p> <p>片道 2～5km未満 4,800円 片道 5～10km未満 5,300円 片道 10～15km未満 7,300円 片道 15～20km未満 9,500円 片道 20～25km未満 11,300円 片道 25～30km未満 13,700円 片道 30～35km未満 16,100円 片道 35～40km未満 18,500円 片道 40～45km未満 20,900円 片道 45～50km未満 21,800円 片道 50～55km未満 22,700円 片道 55～60km未満 23,600円 片道 60km以上 24,500円</p>	同じ	—	10,208 千円	82,995 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給される手当</p> <p>部長等 89,300円 次長等 75,100円 課長等 62,300円 主幹等 53,900円</p>	同じ	—	7,217 千円	721,723 円
休日勤務手当	<p>祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給される手当</p> <p>勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額</p>	同じ	—	686 千円	171,455 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給される手当 その勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	—	0 千円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当 ① 部長又は部長相当職 10,000円 ② 課長又は課長相当職 8,500円 ※ ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	同じ	—	143 千円	142,750 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に 占める職員給与費比率
24年度	千円 8,442,354	千円 239,926	千円 600,023	% 7.1	% 5.7

(注) 資本勘定支弁職員にかかる職員給与費169,257千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)23年度平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 70	千円 274,991	千円 48,009	千円 99,004	千円 422,004	千円 6,029	千円 6,085

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
宮崎市 (下水道事業)	42.1 歳	339,531 円	509,008 円
他市町村 (下水道事業)	44.0 歳	349,691 円	516,750 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業		宮崎市	
1人当たり平均支給額 (24年度) 1,414 千円		1人当たり平均支給額 (24年度) 1,382 千円	
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成25年4月1日現在)

下水道事業			宮崎市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~40%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~40%加算)	
1人当たり平均支給額	27,421 千円		1人当たり平均支給額	11,716 千円	26,529 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）	32	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	2,110	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）	21.4	%	
手当の種類（手当数）	9		
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給単価
不動産物件交渉手当	不動産買取及び補償のため面接交渉した職員	0千円	日額400円
電気主任技術者手当	高圧電気取扱作業に従事した電気主任技術者に選任された職員	0千円	日額100円
有害物取扱手当	人体に有害なガスの発生をともなう業務又は有害物を用いて行う試験研究若しくは検査に従事した職員	6千円	日額200円
高所作業手当	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の検査、調査、指導、監督等の業務に従事した職員	0千円	日額220円
下水管きよ等検査調査作業手当	(1) 下水管きよ内における土量等の検査又は調査業務に従事した職員 (2) 下水道排水設備の完工検査のために現場で直接行う検査業務に従事した職員 (3) 地下4メートル以上の掘削現場、管きよ内又は酸素欠乏のおそれのある地下室等で作業に従事した職員	21千円	日額250円
災害応急作業手当	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある上下水道施設等において巡回監視又は当該上下水道施設等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事した職員 (1) 巡回監視 (2) 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	0千円	(1) 日額710円 (2) 日額1,080円
活性炭投入作業手当	防塵マスク、煙管服等を着用し活性炭投入作業に従事した職員	0千円	日額200円
道路上作業手当	交通頻繁な車道上で交通を遮断することなく行う弁操作に従事した職員	1千円	日額250円
緊急出動手当	事故等の発生により、緊急車両で出動した職員	4千円	1回300円

エ 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
平成24年度	22,517 千円	346 千円
平成23年度	24,407 千円	394 千円

(注) 数値は各年度決算による。時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に支給される手当</p> <p>① 配偶者 13,000円</p> <p>② 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については11,000円）</p> <p>※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算</p>	同じ	—	10,306 千円	224,050 円
住居手当	<p>自ら居住するための住宅又は単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃又は間代を支払っている職員に支給される手当</p> <p>（職員の居住する借家・借間）</p> <p>① 月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円（ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給）</p> <p>② 月額23,000円を超える家賃の場合 （家賃-23,000円）×1/2+11,000円（ただし、支給限度額27,000円）</p> <p>（配偶者等の居住する借家・借間） 「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額</p> <p>※ 自宅に係る住居手当は、平成25年3月で廃止（ただし、平成25年度については、廃止に伴う経過措置として、自宅の新築等から5年以内の職員に対し、月額2,000円を支給）</p>	同じ	—	5,840 千円	100,691 円
通勤手当	<p>通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当</p> <p>（普通交通機関等の利用者） 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円）</p> <p>（自動車等の使用者）</p> <p>片道 2～5km未満 4,800円 片道 5～10km未満 5,300円 片道 10～15km未満 7,300円 片道 15～20km未満 9,500円 片道 20～25km未満 11,300円 片道 25～30km未満 13,700円 片道 30～35km未満 16,100円 片道 35～40km未満 18,500円 片道 40～45km未満 20,900円 片道 45～50km未満 21,800円 片道 50～55km未満 22,700円 片道 55～60km未満 23,600円 片道 60km以上 24,500円</p>	同じ	—	4,672 千円	80,550 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給される手当</p> <p>部長等 89,300円 次長等 75,100円 課長等 62,300円 主幹等 53,900円</p>	同じ	—	4,633 千円	772,134 円
休日勤務手当	<p>祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給される手当</p> <p>勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額</p>	同じ	—	303 千円	151,530 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給される手当 その勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	—	0 円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当 ① 部長又は部長相当職 10,000円 ② 課長又は課長相当職 8,500円 ※ ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	同じ	—	9 千円	8,500 円

(3) 農業集落排水事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に 占める職員給与費比率
24年度	千円 591,536	千円 28,908	千円 17,597	% 3.0	% 3.4

(注) 資本勘定支弁職員にかかる職員給与費はない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)平成23年度平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 3	千円 7,894	千円 1,390	千円 2,494	千円 11,778	千円 3,926	千円 4,493

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成25年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
宮崎市（農業集落排水事業）	37.7 歳	281,709 円	442,919 円
他市町村（農業集落排水事業）	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

農 業 集 落 排 水 事 業		宮 崎 市	
1人当たり平均支給額（24年度） 831 千円		1人当たり平均支給額（24年度） 1,382 千円	
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成25年4月1日現在）

農 業 集 落 排 水 事 業			宮 崎 市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~40%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~40%加算)	
1人当たり平均支給額	0 円		1人当たり平均支給額	11,716 千円	26,529 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）	2		千円
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	1,800		円
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）	33.3		%
手当の種類（手当数）	9		
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給単価
不動産物件交渉手当	不動産買取及び補償のため面接交渉した職員	0千円	日額400円
電気主任技術者手当	高圧電気取扱作業に従事した電気主任技術者に選任された職員	0千円	日額100円
有害物取扱手当	人体に有害なガスの発生をともなう業務又は有害物を用いて行う試験研究若しくは検査に従事した職員	2千円	日額200円
高所作業手当	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の検査、調査、指導、監督等の業務に従事した職員	0千円	日額220円
下水管きよ等検査調査作業手当	(1) 下水管きよ内における土量等の検査又は調査業務に従事した職員 (2) 下水道排水設備の完工検査のために現場で直接行う検査業務に従事した職員 (3) 地下4メートル以上の掘削現場、管きよ内又は酸素欠乏のおそれのある地下室等で作業に従事した職員	0千円	日額250円
災害応急作業手当	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある上下水道施設等において行う巡回監視又は当該上下水道施設等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事した職員 (1) 巡回監視 (2) 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	0千円	(1) 日額710円 (2) 日額1,080円
活性炭投入作業手当	防塵マスク、煙管服等を着用し活性炭投入作業に従事した職員	0千円	日額200円
道路上作業手当	交通頻繁な車道上で交通を遮断することなく行う弁操作に従事した職員	0千円	日額250円
緊急出動手当	事故等の発生により、緊急車両で出動した職員	0千円	1回300円

エ 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
平成24年度	507千円	169千円
平成23年度	207千円	69千円

(注) 数値は各年度決算による。時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に支給される手当</p> <p>① 配偶者 13,000円</p> <p>② 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については11,000円）</p> <p>※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算</p>	同じ	—	390 千円	390,000 円
住居手当	<p>自ら居住するための住宅又は単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃又は間代を支払っている職員に支給される手当</p> <p>（職員の居住する借家・借間）</p> <p>① 月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円（ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給）</p> <p>② 月額23,000円を超える家賃の場合 （家賃-23,000円）×1/2+11,000円（ただし、支給限度額27,000円）</p> <p>（配偶者等の居住する借家・借間） 「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額</p> <p>※ 自宅に係る住居手当は、平成25年3月で廃止（ただし、平成25年度については、廃止に伴う経過措置として、自宅の新築等から5年以内の職員に対し、月額2,000円を支給）</p>	同じ	—	312 千円	156,000 円
通勤手当	<p>通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当</p> <p>（普通交通機関等の利用者） 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円）</p> <p>（自動車等の使用者） 片道 2～5km未満 4,800円 片道 5～10km未満 5,300円 片道 10～15km未満 7,300円 片道 15～20km未満 9,500円 片道 20～25km未満 11,300円 片道 25～30km未満 13,700円 片道 30～35km未満 16,100円 片道 35～40km未満 18,500円 片道 40～45km未満 20,900円 片道 45～50km未満 21,800円 片道 50～55km未満 22,700円 片道 55～60km未満 23,600円 片道 60km以上 24,500円</p>	同じ	—	179 千円	59,600 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給される手当</p> <p>部長等 89,300円 次長等 75,100円 課長等 62,300円 主幹等 53,900円</p>	同じ	—	0 円	0 円
休日勤務手当	<p>祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給される手当</p> <p>勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額</p>	同じ	—	0 千円	0 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給される手当 その勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	—	0 円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当 ① 部長又は部長相当職 10,000円 ② 課長又は課長相当職 8,500円 ※ ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	同じ	—	0 円	0 円

(4) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に 占める職員給与費比率
24年度	千円 246,808	千円 4,763	千円 63,645	% 25.8	% 18.7

(注) 資本勘定支弁職員にかかる職員給与費27,431千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)23年度平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 7	千円 30,450	千円 5,698	千円 11,093	千円 47,241	千円 6,749	千円 7,492

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成25年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
宮崎市（簡易水道事業）	45.9 歳	379,710 円	603,618 円
他市町村（簡易水道事業）	45.2 歳	353,532 円	520,694 円

※ 政令指定都市を除く。

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

簡易水道事業		宮崎市	
1人当たり平均支給額（24年度） 1,585 千円		1人当たり平均支給額（24年度） 1,382 千円	
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成25年4月1日現在）

簡易水道事業			宮崎市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~40%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~40%加算)	
1人当たり平均支給額	27,207		1人当たり平均支給額	11,716 千円	26,529 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）	23	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	3,758	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）	85.7	%	
手当の種類（手当数）	9		
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給単価
不動産物件交渉手当	不動産買取及び補償のため面接交渉した職員	3千円	日額400円
電気主任技術者手当	高圧電気取扱作業に従事した電気主任技術者に選任された職員	0千円	日額100円
有害物取扱手当	人体に有害なガスの発生をともなう業務又は有害物を用いて行う試験研究若しくは検査に従事した職員	0千円	日額200円
高所作業手当	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の検査、調査、指導、監督等の業務に従事した職員	0千円	日額220円
下水管きよ等検査調査作業手当	(1) 下水管きよ内における土量等の検査又は調査業務に従事した職員 (2) 下水道排水設備の完工検査のために現場で直接行う検査業務に従事した職員 (3) 地下4メートル以上の掘削現場、管きよ内又は酸素欠乏のおそれのある地下室等で作業に従事した職員	0千円	日額250円
災害応急作業手当	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある上下水道施設等において行う巡回監視又は当該上下水道施設等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくはは応急作業のための災害状況の調査に従事した職員 (1) 巡回監視 (2) 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	0千円	(1) 日額710円 (2) 日額1,080円
活性炭投入作業手当	防塵マスク、煙管服等を着用し活性炭投入作業に従事した職員	0千円	日額200円
道路上作業手当	交通頻繁な車道上で交通を遮断することなく行う弁操作に従事した職員	16千円	日額250円
緊急出動手当	事故等の発生により、緊急車両で出動した職員	4千円	1回300円

エ 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
平成24年度	3,781 千円	540 千円
平成23年度	8,167 千円	2,042 千円

(注) 数値は各年度決算による。時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に支給される手当</p> <p>① 配偶者 13,000円</p> <p>② 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については11,000円）</p> <p>※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算</p>	同じ	—	1,116 千円	372,000 円
住居手当	<p>自ら居住するための住宅又は単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃又は間代を支払っている職員に支給される手当</p> <p>（職員の居住する借家・借間）</p> <p>① 月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円（ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給）</p> <p>② 月額23,000円を超える家賃の場合 （家賃-23,000円）×1/2+11,000円（ただし、支給限度額27,000円）</p> <p>（配偶者等の居住する借家・借間） 「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額</p> <p>※ 自宅に係る住居手当は、平成25年3月で廃止（ただし、平成25年度については、廃止に伴う経過措置として、自宅の新築等から5年以内の職員に対し、月額2,000円を支給）</p>	同じ	—	374 千円	74,880 円
通勤手当	<p>通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当</p> <p>（普通交通機関等の利用者） 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円）</p> <p>（自動車等の使用者）</p> <p>片道 2～5km未満 4,800円 片道 5～10km未満 5,300円 片道 10～15km未満 7,300円 片道 15～20km未満 9,500円 片道 20～25km未満 11,300円 片道 25～30km未満 13,700円 片道 30～35km未満 16,100円 片道 35～40km未満 18,500円 片道 40～45km未満 20,900円 片道 45～50km未満 21,800円 片道 50～55km未満 22,700円 片道 55～60km未満 23,600円 片道 60km以上 24,500円</p>	同じ	—	374 千円	74,880 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給される手当</p> <p>部長等 89,300円 次長等 75,100円 課長等 62,300円 主幹等 53,900円</p>	同じ	—	396 千円	396,000 円
休日勤務手当	<p>祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給される手当</p> <p>勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額</p>	同じ	—	223 千円	222,691 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給される手当 その勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100</p>	同じ	—	0 千円	0 円
管理職員 特別勤務手当	<p>管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当 ① 部長又は部長相当職 10,000円 ② 課長又は課長相当職 8,500円</p> <p>※ ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額</p>	同じ	—	9 千円	8,500 円